

グァラの「均衡状態にある規則」について

—制度は規則か均衡か—

山 西 均*

[要約] 本稿ではフランチェスコ・グァラの「均衡状態にある規則」に関する主張、中でも特に彼の「規則」に関する主張について検討を行う。その結論として、彼の見解は結局〈制度成立を規則ではなく均衡に根拠づけるものである〉と整理できるということを述べる。その上で制度を規則として説明する立場、均衡として説明する立場それぞれに加えられる主要な批判に対し、彼の主張がどう応答しうるかを論ずる。

一. はじめに

私たちは政府機関・貨幣・大学・株式会社等、様々な制度と関わりを持って生活している。これらの例に言語を加える者もある。こうした制度とはそもそも何なのか、制度はどのように説明することができるのか。このような問いが元々は特に制度を取り扱う経済学で、近年は哲学において盛んに議論されている。答えは主に二つの立場に別れる。一つは制度の本質は規則であるという立場であり、もう一つはそれは均衡であるという立場である。その中でグァラ (Francesco Guala) とヒンドリックス (Frank Hindriks) が「均衡状態にある規則 (rules in equilibrium)¹⁾」(Hindriks and Guala, 2015: 468) という概念を導入し、両方の立場を統一した理論を提唱し注目を集め²⁾、それは「社会存在論の難問の一つに、新たな解決の道筋をつけたという点で、高く評価されるべきであろう」(倉田, 2020: 57) と言われている。

本稿ではグァラ³⁾の「均衡状態にある規則」に関する主張を確認し(第二、三節)、彼の主張では必ずしも明らかではない点、中でも特に「規則」に関する論点を補足し明確にする(第四、五、六節)。具体的には次の通りである。まず第二節で従来から制度に関して行われている議論を整理し、第三節で彼の主張を要約する。次に第四節で彼の言う「規則」は〈特定の相関装置に特定の行為を対応させるプロセスにおいて機能する〉⁴⁾ということ、第五節で「行為者規則」は〈陳述文として行為者の行為を要約し、行為者の意図(命題的態度)を表す文として行為者の行為を導く〉ということ、第六節でグァラが前提とする行為者規則は、〈コーディネーション問題の中の一つの特定のプロパー・コーディネーション均衡、つまりコンヴェンションとして成立している〉ということを示す。この検討結果を前提にすると、結局彼の見解は〈制度成立を規則ではなく均衡に根拠づけるものである〉と整理することができる。その上で制度を規則として説

*准教授／哲学・金融・人的資源管理

明する立場、均衡として説明する立場それぞれに加えられる主要な批判に対し、彼の主張がどう応答しうるかを述べる。

二. 制度は規則か均衡か？

この節ではゲアラによる整理を参考に、制度を規則で説明する立場と均衡で説明する立場の概要と、それらへの主な批判の例を簡潔に述べる。まず規則による説明を支持する立場として頻繁に引用されるのはノース (Douglass C. North) である。

制度はある社会におけるゲームの諸規則 (rules) である、あるいはより形式的には、人間的に考案された、人間の相互作用を形作る諸制約である。(North, 2002: 3, ノース, 2017: 3)⁵⁾

この立場では制度とは、自然法則のように自然環境として人間に所与のものとしてあるのではなく、人間自身が考案し形作った制約、言い換えるとゲームの規則であるとして説明される。こうした考え方は理解しやすい。たとえば貨幣制度は、中央銀行の役割、所有権の内容、偽造通貨製造に対する罰則等を定めた諸規則 (法律) によって支えられている。こうした諸規則なしに貨幣が円滑に流通する制度は考え難い。

この立場に対する主要な批判の一つは次のようなものである。高速道路に時速80kmを速度制限とする正式な規則が設定されているとする。その場合よく見られる現実の姿は、すべての車が時速80km以下で走行しているのではなく、多くの車が時速80km以上100km以下で走行しているという状況である。この場合正式な規則 (上限速度80km) ではなく、非正式な規則 (上限100km) が、大多数の人間が従う実効的な制度となっている。このような例においては、なぜ大多数の人間がある特定の規則 (この例では非正式な規則) に従いそれが実効的な制度となり、なぜ彼らが他の諸規則 (この例では正式な規則) に従わずそれが実効的な制度とはならないのか、という問いに対する説明が求められるであろう。制度を規則で説明する立場では、ある制度がある規則で成立することを説明することができるとしても、なぜ大多数の人間が複数の規則の中で特定の一つの規則を選択し、それが実効的な制度となるのかを十全に説明することができない。

規則ではなく均衡によって制度を説明する立場では、規則そのものではなく、実際に成立している状況に着目する。制度を均衡の観点から説明する見解の代表例としてよく引用されるのはショットター (Andrew Schotter) である。彼はそれを次のように定義する。

[社会的諸制度は] 行為における諸規則性 (regularities) である。それらの規則性は社会のすべてのメンバーによって同意され、かつ特定の頻発する諸状況において行為を指定する。(Schotter, 2008: 9)

このショッターの定義は、ルイス (David Lewis) のコンヴェンションについての議論を踏まえている。ルイスはゲーム理論に関する一般的な理解を前提に、コンヴェンションを「コーディネーション問題」において一つの「プロパー・コーディネーション均衡」が成立することとして捉える (Lewis, 2002: 42, ルイス, 2021: 52)。ここでプロパー・コーディネーション均衡とは、どの行為者にとっても、いかなる一人の行為者 (その人自身であれ他の誰かであれ) が他の仕方で行ったとしても利得がよくなり、かつすべての行為者の利得が対称的な (等しい) 行為の組み合わせを指す。コーディネーション問題とは、〈プロパー・コーディネーション均衡が複数 (たとえば先述の高速道路走行の例では時速 80km の均衡と時速 100km の均衡) 存在する中で、いかにして諸行為者が一致してその一つを選好することが可能か〉という問題である。ルイスの議論の枠組みでは、この問題は、帰納的基準 (帰納的推論に基づき一つの結論を導くための判断基準) と背景情報 (社会的な慣行等に関する常識的な知識)⁶⁾ を共有する諸行為者が「ある目立った点において、一意性を持ち、それによって残りから際立っている」(ibid. 35, 前掲書. 43) 何かに着目し、いずれかの均衡を選択することによって解決されるとする。彼はこうした〈何か〉を「顕著さ」(ibid. 35, 前掲書. 44) と呼ぶ。たとえば先例は顕著さの重要な源泉の一つである。選択の結果実際に成立する均衡が、コンヴェンションと呼ばれる。制度を均衡によって説明する立場の多くは、このような考え方にに基づき、制度は均衡によって成立しているとする。

このように制度を均衡によって説明する立場に対する主要な批判の一つは、均衡を選択するプロセスの説明に向けられる。それは次のようなものである。上述の説明では、複数の均衡が成立するという事態そのものではなく、その事態に関して諸行為者が着目する顕著さを行為選択の根拠としている。しかしその顕著さは、その事態から因果的に帰結するものとはなっていない。その意味でこの立場は、ある事態から行為選択にいたる因果的なプロセスについて十全な説明 (「メカニズ的な説明」) を与える「良き一般理論」にはなっていない (引用はいずれも Guala, 2016: 29, グァラ, 2018: 57)。

三. グァラのブレイクスルー

グァラは制度を説明するにあたりここまで述べてきた規則と均衡という二つの概念を統合する。彼によると制度は規則だけでも均衡だけでも説明することはできず、それは「均衡状態にある規則」であり、この立場を取ることで、制度に関する「説明力を著しく増加」(Hindriks and Guala, 2015: 461) させることができるとする。彼の主張の概要は以下の通りである。

グァラはルイスと同じようにコーディネーション問題を取り上げる。ただ彼は諸行為者にとって利得が対称的なプロパー・コーディネーション均衡だけではなく、より一般的な事例として、利得が非対称的なコーディネーション均衡を分析する。それをゲーム理論で使用する利得表を使って例示すると図表 1 となる。この図表の中の数値は、行為者にとっての好み・望ましさの優先順位 (選好順序) を数値化したもの (利得) である⁷⁾。図表の各枠の左側の数字が行為者 A (以下単に A と表記)、右側の数字が行為者 B (以下単に B と表記) の利得を表す。

図表 1：私有地のゲーム

		行為者 B	
		U	NU
行為者 A	U	0, 0	2, 1
	NU	1, 2	1, 1

(Hindriks and Guala, 2015 : 464 を参考に筆者作成)

ここで想定されている状況とは次のようなものである。面積等すべての条件が同じ区画された複数の土地がある。A, Bの二人がそれらの区画を、牛を放し飼いにするために利用したいと考えている。それぞれの区画について、AとBそれぞれは利用する(図表中ではU)か、利用しないか(同NU)を判断する。仮に両者がともに利用すると判断した場合(図表左上(U, U))、両者の戦いとなり、双方に戦いにもなう損失が発生し、両者にとって最悪の利得(0)となる。もし両者ともその土地を利用しないと判断した場合(図表右下(NU, NU))、戦いを回避することはできるが、両者ともに土地を利用する機会を失いその利得は1となる。どちらかが利用し、他方が利用しないと判断する場合は図表右上(U, NU)、または左下(NU, U)のいずれかとなる。両者の利得の合計は3(1+2)で最大となるが、それぞれの利得は一方は2、他方は1となり必ず差が出る。またこのいずれかの状況((U, NU)または(NU, U))にある場合、いずれの行為者もその行為者だけが行為を変えても(たとえばUからNUに変えても)、本人と相手の利得を改善することはできない。したがってそれらはコーディネーション均衡であり、いずれの行為者もその行為を変更するインセンティブを持たない。この場合可能な行為の組み合わせの中で両者の利得の合計が最大(3)の均衡が成立することになるが、一方で〈なぜ一方の行為者が他方の行為者に比べて低い利得に甘んじなければならないのか〉という問題が生ずる。ゲアラが制度の説明にあたって参照するコーディネーション問題とは、このように利得が非対称的な均衡が複数成立しうる状況である。

ゲアラはコーディネーション問題の解決を相関装置(correlation device)と相関均衡の概念を用いて説明する⁸⁾。相関装置とは、ある行為者が行為を決定するにあたり参考とする信号機構(signaling mechanism)を意味する。相関均衡とは行為者がその信号機構の信号を観察し、それに基づき行為を選択することによって成立する均衡状態を指す。信号装置はたとえば土地を二つに分ける川のように自然物の場合もあるし、標識のように配置された人工物の場合もある。ゲアラはコイン投げの結果を相関装置として利用する例を検討する。A, B以外の第三者(振師と呼ばれる⁹⁾)がそれぞれの区画の前でコインを投げ、両者はそれを目の前で確認し、表が出

ればAが、裏が出ればBがその区画を利用する。両者は相手はその結果を見ていること、表と裏が出る確率は50%であることを知っている。この場合任意の区画について、Aは50%の確率で利用し利得2を、50%の確率で利用せず利得1を得る。したがってまだ利用されていないかなる区画についても、Aが期待する利得は1.5となる。同様にBにとってもそれは1.5となる。このことは次の二つのことを意味する。一方でAとBの利得の合計は3で図表1の左下・右上の枠と変わらず、他方でAとBの利得は1.5で等しくなる。これにより両行為者の利得の合計を図表1中の最大値(3)に保ちながら、両行為者のどちらかにとり不利となる均衡を回避することができる。これを図示すると図表2となる。

図表2：相関均衡
行為者 B

		行為者 B		
		U	NU	HならばNU, TならばU
行為者 A	U	0, 0	2, 1	1, 0.5
	NU	1, 2	1, 1	1, 1.5
	HならばU, TならばNU	0.5, 1	1.5, 1	1.5, 1.5

(Hは表、Tは裏を表す。Guala, 2016 : 49, ゲアラ, 2018 : 83 を参考に筆者作成)

図表2の右下の枠(1.5, 1.5)は、「他の行為者がその信号に従うという前提の下、どの行為者も異なる行為をすることによって状況がよりよくなることはなく、そのことは諸行為のその集合は相関均衡であることを含意する」(ibid. 465)。こうして相関装置を利用することにより、図表1のコーディネーション問題は解消する。彼はこのように何らかの装置を用いて行為者の行為を誘導し、問題を解決する仕組みを制度と考える。つまり彼の意見では、制度とはこうした「複数の均衡を持つコーディネーションゲームの相関均衡」(ibid. 466)であるということになる。

ゲアラによると、この相関均衡が成立するためには規則が必要である。彼の定義では、規則とは「ある与えられたゲームで従われるべき(ought to be followed) 諸戦略のシンボル形式を使った諸表象である」(ibid. 467)。上記の私有地ゲームにあてはめると、振付師が投げたコインが表となることをH、それが裏となることをT、特定の区画を利用することをU、利用しないことをNUで表すとする。これを前提に成立している均衡を言語(シンボル形式)で表象すると、それはAにとっては「〈HならばU〉または〈TならばNU〉」、Bにとっては「〈HならばNU〉または〈T

ならばU)」ということになる。この表象はその状況を観察する者とその状況で行為する者それぞれにとって異なる役割を果たす。前者にとってそれは「他者の行為を要約する (summarize) もの」(ibid. 467) である。彼はそれを「観察者規則 (o-規則)」と呼ぶ。後者にとってそれは行為を条件づけるもの、従うべき行為を指示するもの、すなわち規則を表象するものである。彼はそれを「行為者規則 (a-規則)」と呼ぶ。「行為者は自分自身 (herself) の行為を要約しかつ導くために a-規則を策定している」(ibid. 467-8)。コーディネーション問題の解決にあたり、この行為者規則は諸行為者が「特定の相関装置を利用することを助ける」(ibid. 468)。このように考えると、制度とは諸行為者が規則 (行為者規則) の表象を利用することを通じて特定の相関装置を選択し、結果として特定の相関均衡状態にあることだと言える。この状態は次のように言い換えることができる。この場合 A と B は U 等の行為そのものではなく、〈H ならば U〉等の規則に基づき行為を選択している。また A, B それぞれが特定の規則を選択するのは、それを選択した場合にのみ、A, B 双方にとって対称的な利得 (1.5, 1.5) の均衡 (相関均衡) が成立するからである。彼はこのような状態を「均衡状態にある規則」(ibid. 468) と呼び、それが制度であるとす。その上で彼は、次のように主張する。従来の制度を均衡の成立のみで説明する論者は主に観察者規則の観点を重視し、諸行為者の諸行為を観察者の観点からのみそれを説明している。また制度を規則の成立のみで説明する論者は、主に行為者にとっての規則の観点のみからそれを説明していて、その状況がコーディネーション問題の構造を持つことを十分に理解していない。以上がギャラの主張の概要である。

この主張によって、制度成立には規則と均衡の両方が必要であることはわかる。しかし彼のこの説明だけでは、判然としない点が残る。一つ目は次の点である。彼は、行為者規則は行為者が「特定の相関装置を利用することを助ける」とする。しかしこの説明だけでは、相関均衡成立のため行為者が行う複数の選択行為の中で、規則がどの選択プロセスを助けているのかという点がよくわからない。二つ目は次の点である。彼は、行為者規則は行為者が「自分自身の行為を要約しかつ導くため」に策定するものだとする。しかしこの説明だけでは、行為を要約するというのはどういうことか、いかにして規則である諸表象が行為を導くことができるのか、という点がよくわからない。三つ目は次の点である。彼は、制度とは「均衡状態にある規則」であると結論づける。この説明により特定の規則を用いることにより、相関均衡が成立することはわかる。しかしこれだけでは、その特定の規則がどのように選択されるのかがよくわからない。より具体的には〈そもそもその規則自体がコーディネーション問題の中の一つのプロパー・コーディネーション均衡として成立しているのではないか〉との疑問が残る。以下では、彼の主張の骨子を尊重した上で、彼の主張を補足することによって、これらの判然としない点を明確にする。一点目は第四節、二点目は第五節、三点目は第六節で取り扱う。また第五節では、二点目と関連して、彼の主張がどのような言語哲学的な立場を前提にしているかも確認する。

四. 規則と規範

本節では、「均衡状態にある規則」で言う「規則」が、相関均衡成立の中で行為者が行う複数の選択行為の中で、どの選択プロセスを助けているのかという上述の一つ目の点を明らかにする。

既述の通り、ゲーラは規則を次のように定義している。「ある与えられたゲームで従われるべき (ought to be followed) 諸戦略のシンボル形式を使った諸表象である」(ibid. 467)。ここで〈ある与えられたゲームで従われるべき諸戦略〉と言うことは、この定義では、行為者はある戦略(行為の計画)に従うべきであるという規範の概念を前提としているということである。またここで〈シンボル形式を使った諸表象〉と言うことは、この定義では、規則は概念としての規範が言語で表象されたものであるということである。したがって彼の言う規則とは、概念としての規範そのものではなく、それが言語によって表象されたものである。言い換えると、前提としている概念としての規範が成立しているだけでは規則が成立しているとは言えず、それが言語によって表象されることによって、はじめて規則は成立するということである。

ゲーラが前提としている規則と規範の区別は、彼の主張を理解するにあたって重要である。図表2の相関均衡(図表2右下)は、何らかの理由に基づきA, Bがいくつかの選択を行った結果成立する。もう少し具体的には、A, Bは、図表2に表記されている九つの状態から、何らかの理由に基づき、他の八つではなくこの一つ(相関均衡)を選択する。これらの複数の選択の中で、相関均衡成立にとって特有であり、かつ規則と規範の違いを明確に対比することができる以下の二つの選択プロセスについて検討する。

- ① 対称的均衡(相関均衡、図表2の右下)と非対称的均衡(相関均衡以外の均衡、図表2の(U, NU)(NU, U))のうち対称的均衡を選択するプロセス
- ② 特定の相関装置に対応して特定の行為を選択するプロセス

結論を先に述べると、①は規範のみで成立し、②は概念としての規範を言語で表象した規則なしには成立しない。

まず①については、以下の通りである。図表2の三つの均衡状態において、A, Bの利得の合計は3で同じである。違いは図表2右下の相関均衡の場合は利得が両行為者にとって対称的(同じ1.5)であるのに対し、それ以外の場合は非対称的(1と2)になっている。両行為者が相関均衡を選択するためには、彼らは何らかの理由で非対称的均衡ではなく対称的均衡を選択するべきであるということになる。したがってここにはある種の規範が成立している。この規範がいかなるものかを、ルイスのコンヴェンションに関する主張を参考に整理すると以下の通りである。

まずよく知られているように、ルイスが利得表を用いながら行うコンヴェンションに関する主張は、言語はコンヴェンションによって創出あるいは統治されるとするものであり、コンヴェンションの成立に言語の使用は前提とされていない。その上で彼は「どんなコンヴェンションも、定義によって、人が同調すべきであるという何らかの推定が存在するような規範である」(Lewis, 2002: 99, ルイス, 2021: 129)とする。それは次のような考えである。

[諸行為者が規則性への同調をお互いに期待することによって成立するコンヴェンションにおいては、] 他の事情が等しい限り、人は自分自身の選好に合致することをすべき (ought to do) だと我々は推定する […。]。また、他の事情が等しい限り、われわれは、人は他の人たちの選好に合致することをすべきであると推定する […。]。[…。] このとき、どんなコンヴェンションに同調するどんな行為に対しても、我々はなぜそれがなされるべきなのかということの、これら二つの (蓋然的かつ推定上の (probable and presumptive)) 理由を認識することになるであろう。(Lewis, 2002: 98, ルイス, 2021: 129、傍点強調筆者)

ルイスがここで言っていることは、コーディネーション問題において、コンヴェンションが成立する場合、諸行為者は言語なしで、そのコンヴェンションに同調すべきであるという (蓋然的かつ推定上の) 理由を認識するということである。

このことは、①にも適用することができる。図表2においてAが自分の利得が2となる非対称的な均衡の成立を期待する場合、AはUを選択する。その場合Bの利得が最大となる行為はNUである。結果としてAの利得は2、Bの利得は1となる。この時AとBはお互いに次の三つのことを知っている。(a) Bの利得はAの利得より低いこと、(b) BもAと同様自分の利得が2となる非対称的な均衡の成立を期待してUを選択できること、(c) A、B両者がともに自分にとって有利な非対称的な均衡を期待しUを選択すると双方の利得が0となること。この知識を前提にすると、A、B双方は、対称的均衡を選択しお互いに1.5の利得を得ることが自分自身の選好に合致することであり、また相手の選好に合致することであると推定することができる。A、Bはこれら二つの理由により、それを選択すべきであると認識する。それは両者にとって「同調すべきであるという何らかの推定が存在するような規範」である。このようにして①における規範は言語なしで成立しうる。したがって①のプロセスは、シンボル形式によって表象された規範、つまり規則がなくても成立しうる。

次に②については以下の通りである。このプロセスにおいて、AとBは、特定の相関装置 (例：コイン) が、特定の条件を満たす (例：表が出る) 場合、ある特定の行為 (例：U) を行うべきであるということが指定されている。この規範的な結びつき (例：HならばUべきである) は、①のように図表2に示されたA、Bの利得から、その理由を認識できるものではなく、その利得表が成立するための条件となっている。したがって、この結びつきは、利得の水準によって導かれる規範とは異なる、何か別の種類の規範に基づいているはずである。この別の種類の規範がゲアラの言う規則が果たす役割であろう。この場合、Aにとっての規範〈HならばU、TならばNU〉が、シンボル形式を使って表象されることによって、つまりAにとっての規則「〈HならばU〉または〈TならばNU〉」として言語化されることによって、規範として成立していると言えるであろう。同様のことがBについても言える。これらの規則を用いることによってのみ、A、Bは〈特定の対象に条件づけられた特定の行為〉を選択することができる。言い換えると、この②のプロセスは、言語で表象された規則なしには成立しない。ゲアラが規則は「特定の相関装置を利用することを

助ける」(Hindriks and Guala, 2015: 467-8) という場合、それが助けているのはこの②のプロセスであると言える。これはある意味、当然と言えば当然の帰結である。図表2において、〈U〉〈NU〉〈HならばU, TならばNU〉の三つの選択肢のいずれを選択するかについて、Aは、図表2に示されている利得の水準に基づき決定することができる。他方で②の場合、〈特定の相関装置に対応して特定の行為を選択する〉か、それとも〈異なる相関装置または異なる特定の行為を選択する〉かは、この利得表の利得水準ではわからない。いわば、それはこの〈私有地ゲーム〉の枠組みの外で決まっている。そのような選択をこのゲーム成立のための一つの条件として取り扱うためには、①のように利得表の利得を考慮することによって成立する規範ではなく、何らかの別の理由に基づく規範が必要となる。ゲーラの場合、それはシンボル形式を使った表象によって表された規範、すなわち規則であると整理することができる。

五. 行為者規則と文

前節では、ゲーラの言う「規則」が相関均衡のどのプロセスで機能するかを確認した。そのことを前提に本節では第三節の最後に示した二点目を明確にする。それはいかにして規則である諸表象が、行為を要約し導くことができるのかという点が判然としなないというものであった。

この点を確認するために、観察者規則と行為者規則それぞれについて検討する。彼の主張では、規則には二つの種類があり、一つは状況を観察する者にとっての観察者規則であり、もう一つは状況の中で行為する者にとっての行為者規則であるということであった。まず観察者規則とは、諸行為者の諸行為を「要約する」ものであるということであった。要約するものがどのような性質を持つ文かを彼は明確にしていなが、それは観察者が観察する状況を述べる陳述文(constative)であると解することができる。図表2を例にすると、その陳述文は「Aは〈HならばU〉または〈TならばNU〉、かつBは〈HならばNU〉または〈TならばU〉」というものになる。この文はそれに対応する事実が成立すれば真であり、成立しなければ偽となる。

次に行為者規則とは、行為者それぞれが「自分自身の行為を要約しかつ導くため」(ibid. 467-8)に策定したものであるということであった。ゲーラのこの行為者規則の概念には一つの顕著な特徴がある。一般に一つの規則はその規則に関係する行為者すべてに適用されると考えられることが多いであろう。それに対し彼の考えでは、ある行為者規則は、関係する行為者すべてに適用されるのではなく、それぞれの行為者にのみに適用されるという考え方となっている。このことを前提に、上述の観察者規則を参考にすると、たとえばAにとってそれは「A(私)は、〈HならばU〉または〈TならばNU〉」というものになる。この行為者規則を観察者規則同様陳述文であるとする、観察者規則の文が偽であれば、A, Bそれぞれにとっての行為者規則の文の両方、またはいずれかは偽である。この場合規則は成立していない。他方観察者規則の文が真であれば、これらの行為者規則の文も真である。しかしこの行為者規則としての陳述文が真であるということだけでは、規範が成立しているとは言えない。なぜならこの文が真であることは、次にコイン投げの結果が出た際に同じ事実が成立するか否かについて、何の論理的な含意

も持たないからである。それはこの文が真となる事実が複数回連続して成立しても同じことである。論理的な含意がないにもかかわらず、それが規範であり、次回以降のコイン投げでもこの命題が真となる事実が継続とするのであれば、それは何か別の理由による。このことを前提にした上で、彼のように、この文が行為者自身の行為を導く規範的な役割を果たすと主張するのであれば、この文を単なる陳述文であるとするのではなく、行為者の意図(命題的態度)を表す文でもあると理解するのが妥当であろう。つまりそれはある事実を陳述し(グアラの言い方では要約し)真偽が確定する文であり、また同時に各行為者自身が何らかの行為を遂行する意図を表す文であるというのである。Aの意図を表す文とは「A(私)は、〈HならばU〉または〈TならばNU〉、ことを意図する」である。前述の元々の文「A(私)は、〈HならばU〉または〈TならばNU〉」では、この「ことを意図する」がいわば括弧に入って隠されていて、陳述文としての役割と命題的態度を表す文としての役割の二つを果たしていると理解できるであろう。このように理解すれば、行為者規則とは〈行為者が自分自身の行為を要約し導くものである〉とする彼の主張と整合する。これで二点目は明確になった。

なおこの理解に関連して、グアラが前提としていると思われる言語哲学的立場を以下に言及する。ここで検討の対象としている行為者規則の文は、A, Bに同じ意味で理解されていなければ、両者にとって共通の規則にならない。たとえばコインの表裏を利用する場合、そのコインのどちらが表(H)か裏(T)かについてA, Bの間で同じ理解が成立しなければならない¹⁰⁾。そうでなければこの文によって相関均衡を実現することはできず、その文は規則として機能しない。このような問題は、コインの「表」、「裏」という語に対応する対象は常に一意に決まるという言語哲学的な立場、あるいはこれに類似する立場を取れば発生しない。他方でルイスが主張するように「言語は、私たちが合意によって作り出したものではなく、かつ私たちが記述することができないようなコンヴェンションによって統治されている多くの活動のなかの一つにすぎない」(Lewis, 2002: 3, ルイス, 2021: 4)とする立場を取れば、語と対象の対応関係もまたコンヴェンションに依存するということになる。言語についてこの立場、あるいはこれに類似する立場を取るのであれば、行為者規則の文の意味自体が、相互依存的な意思決定のプロセスの中で決定する一つのプロパー・コーディネーション均衡であるということになる。この見解では〈行為者規則は行為者自身の行為を要約し導くことによってコーディネーション問題を解決する〉という主張に加えて、〈その規則の意味自体もコーディネーション問題の解決を前提とした均衡状態として成立している〉と主張することになる。ただグアラ自身は、規則に関する言語哲学的な課題について特に検討を行っていない。したがってここではこの点について深く検討せず、彼は前者(言語を使用した規則の意味は一意に決まるという見解)を前提とした上で、「均衡状態にある規則」に関する主張を行っているという点で解する。そうでなければ、諸規則の意味自体も均衡によって成立しているということになり、彼の主張をそのままの形で維持することができなくなる。

六. 規則とプロパー・コーディネーション均衡

本節では第三節の最後に示した三点目を明確にする。それは〈ゲーラが前提とする特定の規則は、実は諸規則のコーディネーション問題における一つのプロパー・コーディネーション均衡(コンヴェンション)として成立しているのではないか〉という疑問が残るというものであった。この問いの内容と、それに対する答えがイエスとなる理由は以下の通りである。

前節で述べたように「A(私)は、〈HならばU〉または〈TならばNU〉」という行為者規則が、陳述文と命題的態度の二つの性質を持つと理解したとしても、このAに関する文が真であるだけでは図表2右下の相関均衡は成立しない。この相関均衡が成立するためには、相手(B)もそれに対応する意図を持ち、その意図に基づき行為することが必要である。なぜなら仮に私(A)が「A(私)は、〈HならばU〉または〈TならばNU〉」という意図を持って、相手(B)が「B(私)は、〈HならばNU〉または〈TならばU〉」という意図を持たなければ、それは成立しないからである。つまりこの場合、A, Bいずれにとっても、相手はその相手を主語とする文に示された意図を持つことを期待する理由を持つ場合にのみ、自分を主語とする文に示された意図を持つことが合理的な意思決定となる。これは典型的な相互依存的な意思決定に基づく均衡状態である。加えてこの相互依存的な意思決定においては、仮に私(A)が「A(私)は、〈HならばNU〉、または〈TならばU〉」という意図、相手(B)が「B(私)は、〈HならばU〉、または〈TならばNU〉」というUとNUが逆となる意図を持つ場合も、A, B両者にとって同じ利得の相関均衡が成立する。この状態は、「〈Aは、HならばU、またはTならばNU〉かつ〈Bは、HならばNU、またはTならばU〉」という規則の均衡と、「〈Aは、HならばNU、またはTならばU〉かつ〈Bは、HならばU、またはTならばNU〉」という規則の均衡のいずれかを、A, B両方が一致して選択するというコーディネーション問題に他ならない。ここで「〈HならばU〉、または〈TならばNU〉」を〈規則p〉、「〈HならばNU〉、または〈TならばU〉」を〈規則q〉として利得表に示すとそれは図表3となる。

図表3：諸規則のプロパー・コーディネーション均衡

		行為者 B	
		規則 p	規則 q
行為者 A	規則 p	0, 0	1.5, 1.5
	規則 q	1.5, 1.5	0, 0

(筆者作成)

この図表から容易にわかるように、〈規則p, 規則q〉と〈規則q, 規則p〉は、コーディネーション問題におけるプロパー・コーディネーション均衡となっている。彼の論述だけでは、相関均衡成立に利用される特定の規則が、いかに成立するかは明確ではない。しかしこのように理解すれば、結局それは次の通りとなる。ゲーラが前提とする行為者規則は、コーディネーション問題の中の一つの特定のプロパー・コーディネーション均衡、つまりコンヴェンションとして成立している。したがって三点目として挙げた疑問に対する答えはイエスとなる。

この答えがイエスとなることの含意は何であろうか。前節では、彼の言う規則、特に行為者規則がどのような性格を持つ文かを確認した。またその際彼の言語哲学的立場を推定し、規則の意味自体は均衡によって成立するものではないと解した。他方でこの節の結論が示すことは、相関均衡成立においてどの規則が利用されるかは、諸規則の均衡状態に依拠するということである。これを言い換えると次の通りとなる。相関均衡成立において利用される規則の選択は、その規則の意味自体が確定するだけで決定することはなく、その規則を含めた諸規則の均衡状態において、諸行為者がどの規則を選択するかによって決定する。

七. 結論

本稿では制度に関するゲーラの見解についてここまで検討を行なった。彼の主張の中核は、制度及び制度の前提となる相関均衡は「均衡状態にある規則」によって成立するというものであった。本稿では特に彼の規則に関する主張を次の三点について補足し、明確にした。一点目（第四節）は、彼の言う「規則」は特定の相関装置に特定の行為を対応させるプロセスにおいて機能するという事。二点目（第五節）は、行為者規則は陳述文として行為者の行為を要約し、行為者の意図（命題的態度）を表す文として行為者の行為を導くということ。三点目（第六節）は、「均衡状態にある規則」における「規則」は、コーディネーション問題の中の一つのプロパー・コーディネーション均衡（コンヴェンション）として成立しているということ。またこれらの結論を前提に、相関均衡成立において利用される規則の成立は、その規則の意味自体が確定するだけで決定することはなく、その規則を含めた諸規則の均衡状態において、諸行為者がどの規則を選択するかによって決定するという事を述べた。これにより、結局彼の見解は、制度成立を規則ではなく均衡に根拠づけるものであると整理することができよう。

この結論を前提に、本稿第二節に述べた (i) 制度を規則のみで説明する立場に対する主要な批判と (ii) 制度を均衡のみで説明する立場に対する主要な批判に対し、ゲーラの見解でどう応答できるかを確認する。批判 (i) は、この立場ではなぜ大多数の人間がある特定の規則に従いそれが実効的な制度となり他の諸規則ではそうならないのか、という理由が十全に説明できていないというものであった。二点目に検討した結果を使うと、そのような状況では、後者（他の諸規則）に該当する行為者規則は陳述文及び行為者の意図（命題的態度）を表す文として偽である。この場合、諸行為者はその規則とは別の何らかの相関装置を用いて均衡状態にある。その制度がどのようなものであるかは、その規則とは別の相関装置（たとえば私有地のゲームで

よく使われる例では、先にその区画に到達した行為者が先取すること (pre-emption)) と、その相関装置によって成立する相関均衡がどのようなものであるかを分析することによって明らかになる。批判 (ii) は、この立場では、複数の均衡の中から一つの均衡が選択されるプロセスについて因果的な説明を与えていないというものであった。彼の見解はこれに応答し、それに因果的な説明を与えるものとはなっていない。この点については、ルイスの考えにならい、帰納的基準と背景情報を共有する諸行為者は顕著さに着目し、ある特定の規則を選択すると理解することによって、グアラの見解を整合的に説明することができよう。

注

- 1) 邦訳では「均衡したルール」(グアラ, 2018: 85) とされているが、本稿では「均衡状態にある規則」と翻訳する。
- 2) 注目の一例としては、“Review Symposium on Francesco Guala Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together.” *Philosophy of the Social Sciences*, Vol 48, Number 6, December 2018.
- 3) 前出の論文に加え Guala (2016) を主要な参考文献としているため、本文中は「グアラとヒンドリックス」ではなく、「グアラ」と表記する。
- 4) 本稿で山括弧は山括弧内が一つのまとまりのある表記であることを示す。
- 5) 以下本稿での引用文は、邦訳があるものについてはそれを参考としている。ただ引用にあたってはすべてを筆者が原文から訳しているため、基本的には既訳の文言と一致しない。
- 6) ルイス自身は (Lewis, 2002, ルイス, 2021) において、帰納的基準と背景情報について詳細な説明を行っていない。これらをどう解するかについてのより詳しい説明は (山西, 2023: 56-60) を参照。
- 7) 本稿ではゲーム理論が前提とする最も基本的な概念 (利得、選好の一貫性、純粋戦略、完備情報、ナッシュ均衡等) を所与のものとして活用する。
- 8) 相関均衡・相関装置の考えを提示するものとして Aumann (1987) を参照。
- 9) 英語では choreographer。振付師の考えを提示するものとして Gintis (2014) を参照。
- 10) 仮にそのコインが 10 円玉であれば、平等院鳳凰堂の描かれている方が表であるのか、それとも数字「10」が大きく描かれている方が表であるのかについて、A, B の間で共通の理解が成立していなければならないということである。

引用文献

- Aumann, Robert J. 1987. “Correlated Equilibrium as an Expression of Bayesian Rationality.” *Econometrica*, Vol. 55, No.1, 1-18
- Gintis, Herbert. 2019. *The Bounds of Reason: Game Theory and the Unification of the Behavioral Sciences*. Princeton University Press. (邦訳はハーバート・ギンタス、成田悠輔訳 (2012) 『ゲーム理論による社会科学の統合』. NTT 出版.)
- Guala, Francesco. 2016. *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*. Princeton University Press. (邦訳はフランチェスコ・グアラ、瀧澤弘和監訳 (2018) 『制度とは何か：社会科学

のための制度論』. 慶應義塾大学出版会.)

Hindriks, Frank., and Francisco Guala. 2015. "Institutions, rules, and equilibria: a unified theory." *Journal of Institutional Economics*, 11: 3, 459-480

倉田剛 (2020)「社会存在論の『統一理論』について－その意義と問題点－」『フッサール研究会』第17号、42-69頁

Lewis, David. 2002. *Convention: A Philosophical Study*. Blackwell Publishers Ltd. (邦訳はデイヴィッド・ルイス、瀧澤弘和訳 (2021)『コンヴェンション：哲学的研究』. 慶應義塾大学出版会.)

North, Douglass C. 2002. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge University Press. (邦訳はダグラス・C・ノース、竹下公視訳 (2017)『制度・制度変化・経済成果』. 晃洋書房.)

Schelling, Thomas C. 1963. *The Strategy of Conflict*. Oxford University Press. (邦訳はトーマス・シェリング、河野勝訳 (2017)『紛争の戦略：ゲーム理論のエッセンス』. 勁草書房.)

Schotter, Andrew. 2008. *The Economics Theory of Social Institutions*. Cambridge University Press.

山西均 (2023)「デイヴィッド・ルイスの『コンヴェンション』：合理性と傾向性の観点から」『東北哲学会年報』第39号、47-63頁

(2023.9.19 受稿, 2023.11.13 受理)